

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業価値を増加させ、その最大化を図るために、経営と業務執行の透明性、迅速性、公平性の確保および責任を明確化するとともに、さらに規模を高め法令遵守を徹底させることを、コーポレートガバナンス(企業統治)の基本と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱総研DCS株式会社	1,378,000	15.67
長澤 信吾	1,307,600	14.87
Minori従業員持株会	881,400	10.02
滝澤 正盛	679,200	7.72
SCSK株式会社	500,000	5.68
有限会社フライト	348,000	3.95
松田 守弘	257,600	2.93
Minori取引先持株会	82,000	0.93
佐藤 育子	60,000	0.68
森田 昇	53,800	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒井 宏暢	公認会計士											
小山 眞一	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 宏暢	○	——	同氏は現在、東陽監査法人および税理士法人サクセスサポートの代表社員であります。公認会計士・税理士としての幅広い経験と見識を有していることから、広い見識による助言や監視を得られるものと判断し選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
小山 眞一	○	——	IT業界に深く幅広い見識を持ち、企業経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、広い見識による助言や監視を期待して社外取締役候補として選任しております。また、同氏は当社の取引先の取締役を退任して5年以上経過しており、取引先の重要な情報を知りえないことから、当社は一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	---------------

当社は、代表取締役社長直轄の独立組織である(内部)監査室を設け、専任の監査責任者及び監査室員1名を配置し、内部監査を計画的に実施しております。また、監査結果については、定期的に取締役会へ報告します。監査責任者は、被監査部門に対して具体的な助言・勧告、業務改善状況の確認を行うとともに、監査役及び会計監査人(監査法人)との連携により、内部統制組織の監視及び牽制を行っております。

当社の監査役は4名(うち社外監査役3名)で構成されております。

監査役4名は取締役会への出席、常勤監査役2名は執行役員会及びリスク管理委員会への出席、重要な決裁書類の閲覧、さらに業務及び財産の調査等を通じて取締役の職務執行状況や内部統制機能の整備・運用状況を監査しております。また、監査役は(内部)監査室及び会計監査人(監査法人)との相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	---------------

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 眞和	他の会社の出身者													
安元 宣明	他の会社の出身者										△			
菱川 浩一郎	弁護士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 眞和	○	――	同氏は他社において常勤監査役として長年の経験を有しており、当社の経営執行の適法性について客観的な監査を行うことができると判断し選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

安元 宣明		同氏は、2011年7月まで当社の取引先である株式会社NTTデータ関西(2015年3月期における取引額約 180百万円)の取締役でありました。前職での経験から当社の経営執行の適法性について客観的な監査を行うことができると判断し選任しております。
菱川 浩一郎		同氏は、2011年7月まで当社の顧問弁護士事務所である片岡総合法律事務所(2015年3月期における取引額は僅少)に在籍しておりました。また、同氏は現在、菱川総合法律事務所を開設しております。弁護士としての豊富な知識と経験を有することから、法務の専門知識を監査精度の向上に資するため社外監査役として適任であると判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

毎年の報酬決定において、一部については前期の業績を反映した報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、全取締役に対して支払った報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役に對して支払った報酬の総額を併せて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に對しては、定例の取締役会に出席するほか、案件に応じ適宜代表取締役社長との意見交換・情報交換を行っております。社外監査役においては、取締役会、監査役会への出席、当社社長との面談・助言等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会と監査役会によって業務執行の監督及び監視を行っており、経営管理体制のスリム化を進め経営のスピード化を推進するとともに、執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化に努めております。取締役会は、原則として月1回の定時開催、必要に応じて臨時開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。取締役10名のうち2名が独立社外取締役にあり、男性9名 女性1名で構成しております。執行役員会等の定例会議を設置しており、会社の経営方針の伝達、事業本部の報告、各事項における審議、意見具申を行っております。監査役会は4名(社外3名 男性4名)で構成されております。監査役4名は取締役会への出席、常勤監査役2名は執行役員会及びリスク管理委員会への出席、重要な決裁書類の閲覧、さらに業務及び財産の調査等を通じて取締役の職務執行状況や内部統制機能の整備・運用状況を監

査しております。

役員報酬については、株主総会で決議された総報酬限度の範囲内で、向こう1カ年の個々の報酬に関し、取締役については取締役会が、監査役については監査役会が決定しております。

会計監査の状況については、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、2014年3月期の当社会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、瀬戸卓、阪田大門の2名であり、継続関与年数は両氏とも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他4名であります。監査室、監査役及び会計監査人は、定期的に情報交換、意見交換を行い連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業規模及び組織体制を勘案し、経営の効率性とその経営内容の健全性維持を最適化するコーポレートガバナンス体制として、上記に記載の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集ご通知につきましては、第35期は法定期日の3営業日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権行使を可能にしております。
その他	招集ご通知について、発送前に東京証券取引所への開示、当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家の皆様に対して、説明会を実施しております。今後も定期的な説明会を年2回以上実施する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、IR情報（投資家情報）ページを用意し、決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、IRスケジュール等を掲載しております。 URL http://www.minori-sol.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様、株主、取引先をはじめ社会全般から、より高い信頼を得られる企業を目指し、全役職員に対する行動規範としての倫理指針を、社内規程である倫理規程に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内で環境管理基準を設け、社内での環境保全活動への積極的な取り組みを進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性の確保を重視し、各ステークホルダーに対する重要な会社情報について、適時開示ルールに従い適正に実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるよう、取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努めます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、管理します。
(2) 各取締役および各監査役の要求があるときは、それらを閲覧できるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程類とその他の体制
会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を整備します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規則、執行役員会規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効果的に職務の執行が行われる体制をとります。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 使用人が、法令・定款、その他の社内規程類および社会通念等を遵守した行動をとるための規範や倫理規程・倫理指針を定め、執行役員会にて周知徹底と遵守の推進を図ります。また会社内にリスク管理委員会を設置します。
(2) 使用人が、法令・定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときは、企業倫理ホットラインに通報・相談できる仕組みを用意し、案件は遅滞なく監査役に報告されます。
(3) 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処するものとします。
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は現在、親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程に則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。
また、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。
イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に関わる事項の当社への報告に関する体制
ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ 当社の子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役が職務遂行につき補助すべき使用人の配置を求めた場合には、監査役と協議の上、使用人を置くものとします。
(2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役及び上長等の指揮、命令を受けないものとします。
(3) 当該使用人の人事評価、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査役の同意を得て、それらの事項を決定することとします。
8. 監査役への報告に関する体制
イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
(1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。
(2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告するものとします。
ロ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。
(1) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。
(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。
(3) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うものとします。
9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁じ、その旨を企業倫理ホットライン運営規程に明記すると共に、取締役及び使用人に周知徹底します。
10. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項
当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。
11. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役は、監査役と可能なかぎり会合をもち、業務報告とは別に会社経営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとします。
(2) 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議体である執行役員会及びリスク管理委員会への監査役の出席を確保するものとします。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図るものとします。
(2) 取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善するものとします。
13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては取引関係も含めて一切の関係をもたないこととし、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては取引関係も含めて一切の関係をもちないこととし、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、倫理規程において役職員に向けた倫理指針を定め、そのなかで社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係をもちないことを規範として周知徹底をしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・当社では、コンプライアンスの重視が社会で活動していくうえでの必須事項と認識し、総合法律事務所と法律相談基本契約（顧問契約）を締結し、常に法務問題に関する助言を受けられる体制を整えております。また、税理士、社会保険労務士および司法書士とも顧問契約を締結し、税務関連、労務関連、法務実務関連等についても適切なアドバイスを受けております。

・適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、経営の透明性及び公正性を保ち、迅速且つ適切な意思決定および適時且つ適切な情報開示を行うことは経営者に課された重大な使命であると認識しております。今後も投資者の視点に立った会社情報の適時開示に努めて参ります。

2. 会社情報の適時開示基準

当社は「金融商品取引法」および証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」その他の関連法規に従い、会社情報の開示を行って参ります。また、適時開示規則には該当しない情報についても、開示することが当社に対する投資者にとって有用であると判断される情報については適時開示を行って参ります。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制及び開示方法

社内での発生事実などにつき収集された情報は、逐次、情報取扱責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表しております。

以下、適時開示の対象となる事実に応じた開示体制について記載いたします。

（決定事実）

当社に係る決定事実に関する情報は、当社の取締役会において当該事項についての決定がなされ、当該決定について証券取引所の適時開示規則に則り当社取締役会で開示が必要と判断した後、直ちに情報取扱責任者において開示を行っております。

（発生事実）

当社に係る発生事実に関する情報は、証券取引所の適時開示規則に則り、情報取扱責任者が取締役社長と協議のうえ、開示が必要な情報と判断した場合は、直ちに開示を行っております。

（決算情報）

年次決算、四半期決算に係る情報ならびに業績予想および配当予想の修正等に係る情報は、当社の取締役会において承認がなされた後直ちに、情報取扱責任者において開示を行っております。

4. 適時開示のチェック体制

監査室は、適時開示に係る社内体制について、内部監査を行い、適切性及び有効性を検証します。

監査役は、適時開示に係る社内体制の整備についての取締役の職務の執行を監査します。



